

学安第268号
体健第288号
令和3年7月13日

各県立学校長 様

学校安全課長
体育健康課長

学校教育活動における熱中症予防対策について（依頼）

各校においては、日頃より熱中症への予防等について適切に取り組んでいただいているところです。

さて、令和3年6月15日付け文書で、「熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について周知したところですが、この度、岐阜県教育委員会として、熱中症警戒アラート及び暑さ指数（WBGT）を基準とした、学校教育活動における判断と行動の目安となるガイドラインを作成しました。

また、令和3年5月11日付け文書において、熱中症予防対策について依頼したところですが、マスク着用に関わって内容を一部加筆しました。

については、下記資料を参考に熱中症対策を進めていただきますようお願いします。

記

○送付文書

- ・熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～
- ・【別紙】学校教育活動における熱中症予防対策について（R2.6.1付け学安第99号、体健第129号通知）※一部加筆P2～3（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（抜粋）、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」（抜粋）、「指導上の留意点」

学校安全課 学校安全係			
係 長	豊吉 利之	担当者	富田 泰仁
電 話	058-272-1111 (内3584)		
F A X	058-278-2825		
E-mail	tomida-yasuhito@pref.gifu.lg.jp		
体育健康課 学校体育係			
係 長	日下部 光	担当者	三浦 昇太郎
電 話	058-272-1111 (内3590)		
F A X	058-272-3542		
E-mail	miura-shotaro@pref.gifu.lg.jp		

学校教育活動における熱中症予防対策について

1. 登下校における熱中症予防対策

(1) 脱水症状の回避

- ・ 児童生徒が登下校中に脱水症状とならないよう、各自で水筒を持参させるなど、水分の補給について指導すること。

(2) 直射日光の回避

- ・ 登下校時には各自持参した傘を差す、あるいは、日陰の多い通学路を検討するなど、直射日光をできる限り回避できるよう工夫すること。

(3) 体温上昇の防止

- ・ 通気性の良い服装や冷感マフラー等の使用、あるいは帽子の着用といった体温の上昇を防ぐ対応を採らせること。

(4) 安全の確保

- ・ 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、教職員やPTA等による見守り活動の実施や、地域の見守り活動団体・コミュニティスクール・子ども110番の家等への協力依頼、所轄警察署へのパトロール等の協力依頼などを行うこと。

(5) マスクの着用

※次項「①学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
「②保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十報）」及び、【指導の留意点】によること。

2. 体育授業等の屋外活動における熱中症予防対策

(1) 活動環境の把握

- ・ 事前に、「熱中症予防情報サイト（環境省）」や「熱中症チェッカー（WBGT 計）」を活用し、活動場所の環境を把握すること。

(2) 活動の工夫

- ・ 活動場所の環境に応じて、「熱中症予防運動指針（（公財）日本スポーツ協会）」を参考に、活動内容の変更、活動場所の工夫、時間の変更等を行うこと。
行事等については、年間計画の見直しも検討すること。

(3) 直射日光の回避

- ・ 活動時間中に直射日光を回避できるよう、テントを設置するなど、常時日陰を確保できるような工夫をすること。

(4) マスクの着用

※次項「①学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
「②保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十報）」及び、【指導の留意点】によること。

① 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）【文部科学省】（抜粋）

◆マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

◆登下校について

登下校時には（中略）、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・また、夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。（以下略）

② 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について
(第十報)【厚生労働省】(抜粋)

問 18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。

子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。(なお、WHO は5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)

【指導上の留意点】

児童生徒の健康状態を継続的に見ている教職員が、関係通知等を踏まえ、その日の児童生徒の様子をよく観察して、マスクの着脱を適切に判断・指導すること。

- ・ マスクの着用について、上記①の1)、2)、3)の内容を徹底するとともに、保護者懇談等の機会を通じて、児童生徒及び保護者と十分に共有
 - ・ 熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、リスクの高い日には体育の授業内容を変更する等柔軟に対応
 - ・ 児童生徒の様子に異変を感じた時は、マスクの対応のみならず、十分な水分補給など万全の対応を実施
- また、一斉に休憩する時は日陰で距離を取ってマスクを外すよう指示する等、状況に応じてきめ細かく配慮
- ・ 登下校の対応について、上記の内容を徹底するとともに、保護者懇談等の機会を通じて、児童生徒及び保護者と十分に共有
 - ・ 熱中症のリスクの高い日には、マスクの対応のみならず、十分な水分補給などの対応について下校時の声掛けを徹底
 - ・ 幼児教育における対応は、5歳以下の子どもに対する上記②の内容を徹底するとともに、保護者懇談等の機会を通じて、園児及び保護者と十分に共有

【参考】

- ・ 「熱中症予防情報サイト (環境省)」 <https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・ 「熱中症予防運動指針 (日本スポーツ協会)」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>

3. 空調設備の設定温度と換気について

(1) 空調設備の適切な使用

- ・ 熱中症予防の観点に加え、新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒にマスク着用を励行していることから、空調設備を適切に使用するよう十分に注意すること。

(2) 空調設備の設定温度

- ・ 「岐阜県立学校空調設備運用指針（R1.6.11 教財 87 体健 181）」では、「学校環境衛生基準（H21 文科省告示 67）」を踏まえ、次のとおり通知しているので参考とされたいこと。

- ・ 夏季の温度設定は、原則 28℃とします。
(ただし、一時的に 23℃～28℃の間で変更できることとします。)

学校環境衛生基準に基づき、教室内温度が夏季 28℃程度を保てるように温度を設定して、空調設備の稼働を行ってください。

なお、教室内温度が適切な温度に至らない場合は、児童生徒の様子をきめ細やかに確認しながら、各学校長の判断で、設定温度を一時的に上げたり下げたりするなど、柔軟に対応することができます。

ただし、過度な設定温度の上下動によって教室内温度を急激に変化させることは、児童生徒が体調を崩してしまう原因となり、また、エネルギーの無駄遣いにもなります。

個人差に配慮し、児童生徒の状況を確実に確認しながら温度調節をこまめに行うことが大切です。

(3) 教室等の換気

- ・ 「岐阜県 学校における新型コロナウイルス感染症対応＜学校再開ガイドライン＞（R2.5.15 教総 117）」では、次のとおり通知しているので注意されたいこと。

- I 新型コロナウイルス感染症対応の留意事項等について
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための 3 原則の遵守

(2) 校内環境

ウ 教室の窓やドアを休み時間ごとに開放すること。

エ 適切な環境保持のため、授業時間中も十分に換気（気候上可能な限り常時、可能であれば 2 方向の窓を同時に開ける）すること。

また、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

なお、エアコン（ヒーター）使用時は常時、換気するとともに、換気設備を設置している学校においては、適切に使用すること。

- ・ 「2 方向の窓」は、教室の対角線上の窓側と廊下側の両方の窓を、常時 10センチメートル以上開けるのを目安とすること。
- ・ 「教室の窓やドアを休み時間ごとに開放」は、概ね 5～10 分程度、窓等を全開にするのを目安とすること。
- ・ 「換気設備」について、換気扇を設置している場合には原則として常時稼働させること。換気扇を設置していない場合は、扇風機等による代用を検討すること。

扇風機等を使用する場合、安全に配慮しつつ、できるだけ高い位置に設置するなど扇風機等による風（気流）が、児童生徒に直接あたらないよう注意すること。

- ・ 「換気設備」を使用する場合、空調設備の効率が下がることから、天候や気温等に応じて、窓の開閉の具合、空調設備の稼働状況を調整し、「（１）空調設備の設定温度」の適温となるよう注意すること。教室の配置状況などにより、対応が異なる場合がありますので、学校薬剤師と相談のうえ適切に対応すること。

熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～

◎各学校の実情に応じて、熱中症予防に関する情報収集・情報共有の方法や意思決定のルート等の体制を定めておくこと 岐阜県教育委員会

W B G T	乾 球 温 度	分類	管理職	学校行事等の責任者	担当者	学級担任 教科担任 行事担当者等
熱中症警戒アラート(WBG Tが33℃以上と予想される場合、前日17:00、当日の5:00に発表⇒対応方針を検討) ※学校教育活動への対応は、WBG T31℃以上の対応に準じて行う						
危険 31℃ 以上	35℃ 以上	体育・スポーツ活動 (例)体育授業 部活動、球技大会 体育祭、郊外活動 合宿等	○原則、中止を検討⇒指示 ・休止、延期、内容の変更等を含む ・体育授業は活動場所及び内容の変更	①生徒等の健康状態の把握 ②WBG T測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の中止又は内容の変更等について協議	【教育活動における対応例】 ①生徒等に対して給水指示の徹底。 また、涼しい場所ですら一定時間休憩するよう指示 ②生徒等の健康状態の確認 ③WBG T測定器による会場の環境状態の確認 ④上記②と③について、管理職又は責任者に状況を報告	
		教育活動全般 (例)始業式、終業式 文化祭、全校集会 講演会等	○原則、内容の変更又は中止を検討⇒指示 (例)オンライン等による教室での実施			
厳重警戒 31℃ ～ 28℃	35℃ 未満 ～ 31℃ 以上	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○原則、活動時間の短縮又は中止を検討⇒指示 ・環境の状態を変化させる対応を含む (例)散水等により、グラウンドの温度を下げる	①生徒等の健康状態の把握 ②WBG T測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の活動時間の短縮等について協議	【教育活動における対応例】 ①生徒等の健康状態の確認 ②WBG T測定器による会場の環境状態の確認 ③上記について、管理職又は責任者に状況を報告	
		体育・スポーツ活動 教育活動全般	○定期的な休憩を取り入れる等必要な指示			
警戒 28℃ ～ 25℃	31℃ 未満 ～ 28℃ 以上	体育・スポーツ活動 教育活動全般		①生徒等の健康状態の把握 ②WBG T測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等での休息の設定等について協議	<活動をする上での留意点> ⑦風通しのよい日陰やエアコンが効いている室内など休憩ができる環境の確保 ①生徒等の直近数日間の健康観察による状況確認 ⑦生徒等の自身の状況を考慮した運動量(強度・時間)の配慮 ⑦状況に応じた休憩時間の確保 ⑦熱中症の兆候への監視 ⑦状況に応じた水分・塩分の補給 ⑦服装(軽装)・装具への配慮	
		体育・スポーツ活動 教育活動全般	○状況把握に努め適宜必要な指示			
注意 25℃ ～ 21℃	28℃ 未満	体育・スポーツ活動 教育活動全般		①生徒等の健康状態の把握 ②WBG T測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告		
		体育・スポーツ活動 教育活動全般				

令和3年7月21日

岐阜県認定総合型地域スポーツクラブ
事務局担当者 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「夏の感染リスクに十分な警戒を」の決定を踏まえた
感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、「まん延防止等重点措置」区域の指定解除後も、第4波の終息と夏に向けたリバウンド阻止のため、途切れることなく、新型コロナウイルス対策に取り組んでまいりました。

現在では、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅡ以下の水準を約1か月維持できていますが、徐々に新規感染者が増加しています。

こうした中、人流が活発化する本格的な「夏」の到来や、感染力の強い「デルタ株」への置き換わり、「オリンピック・パラリンピック」を契機とした人流拡大など、感染再拡大のリスクに直面しています。

このため、本日開催した、岐阜県新型コロナウイルス感染症第26回対策協議会・第38回対策本部本部員会議において、別添「夏の感染リスクに十分な警戒を」を決定いたしました。

ついては、貴クラブにおかれましては、関係者の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

※詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・夏の感染リスクに十分な警戒を
- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症対策（詳細版）

夏の感染リスクに十分な警戒を

令和3年7月20日決定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和3年7月22日から8月31日まで

本県では、「まん延防止等重点措置」区域の指定解除後も、第4波の終息と夏に向けたリバウンド阻止のため、途切れることなく、新型コロナウイルス対策に取り組んでまいりました。

現在、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅡ以下の水準を約1か月維持できていますが、徐々に増加しています。また、高齢者へのワクチン接種が進む一方で、40～50歳代の感染割合が増加しています。

こうした中、いよいよ、人流が活発化する本格的な「夏」が到来します。昨年度の第2波でも、夏休みとともに感染者が急増しました。

加えて、感染力が非常に強いデルタ株への置き換えりが世界規模で進みつつあります。我が国でも、特に首都圏においてデルタ株が増加し、第5波の到来との指摘もあります。また、依然、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした更なる人流拡大も懸念されます。

こうした感染再拡大のリスクが高まるこの夏をいかに乗り切るのか。これは我々一人ひとりの行動にかかっています。

県民、事業者の皆様には、引き続き、変異株にも有効なマスク着用、手指衛生、密の回避、体調管理といった基本的な感染防止対策や、感染拡大地域との往来自粛を心掛けるなど、ご自身のみならず、ご家族、ご友人の命を守るための行動を徹底いただくようお願い申し上げます。

県としても、以下のとおり基本的な感染防止対策の徹底・継続、デルタ株を念頭においた検査・分析体制の強化、「自宅療養者ゼロ」堅持のための病床・宿泊療養施設の拡充、さらには高齢者への接種を7月末までに終わるとともに、全ての希望する方への接種を11月までに完了できるよう、着実なワクチン接種を推進し、ステージⅡ以下を維持してまいります。

（別添：対策の詳細版）

本対策の期間は、夏休みシーズンである8月31日までとし、さらに感染や医療提供体制の状況変化によっては、機動的に必要な措置を講じてまいります。

対策1 夏対策

＜夏のリスク回避＞

- 帰省については、これに伴う感染拡大を阻止するため、慎重に判断（特に感染拡大地域からの帰省は自粛）
- 親戚同士の集まりや同窓会など普段会わない人との会合・飲食の自粛
- 感染拡大地域への旅行・レジャーは自粛、バーベキューは同居家族で
- 花火や夏祭りなどは、人と人との十分な間隔を設けて開催
- 事業者は夏季休暇の取得可能期間を幅広く設定し、従業員の休暇を分散
- 学校運営における夏季期間中の感染防止対策
 - ・児童生徒や保護者に対し、家族全員での感染防止対策徹底を予め周知
 - ・練習試合等は日帰りを基本とするなど、部活動の感染防止対策を徹底

＜オリンピック（7/23～8/8）・パラリンピック対策（8/24～9/5）＞

- 自宅や飲食店等での飲酒・飲食を伴う大人数のテレビ観戦の自粛
- バブル方式による事前合宿の感染防止対策徹底
 - ・選手団、関係者全員がマニュアルを遵守し、感染防止対策を徹底
 - ・選手団と接触する関係者へのワクチン接種

対策2 感染防止対策の徹底（継続）

＜基本対策＞

- マスク着用、手指衛生、密回避、体調管理の徹底・継続
- 慎重な外出・移動
 - ・出張をはじめ、首都圏など感染拡大地域との往来の自粛
- 飲食時の感染リスクの徹底回避
 - ・少人数、短時間、深酒・大声なし、会話時はマスク着用
 - ・飲食は、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」掲出の感染防止対策が徹底された店舗を利用

＜飲食店支援＞

- 飲食店等における感染防止対策の徹底
 - ・マスク推奨、換気、アクリル板等間隔の確保、手指消毒を徹底
 - ・アクリル板補助金の補助対象期間を昨年度購入分まで拡大

- ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを認証制度として明確化
感染防止対策が不十分な場合、取消しも視野に実地調査を推進
- ・クラスター発生店は現地調査を行い、感染防止対策と営業再開を支援

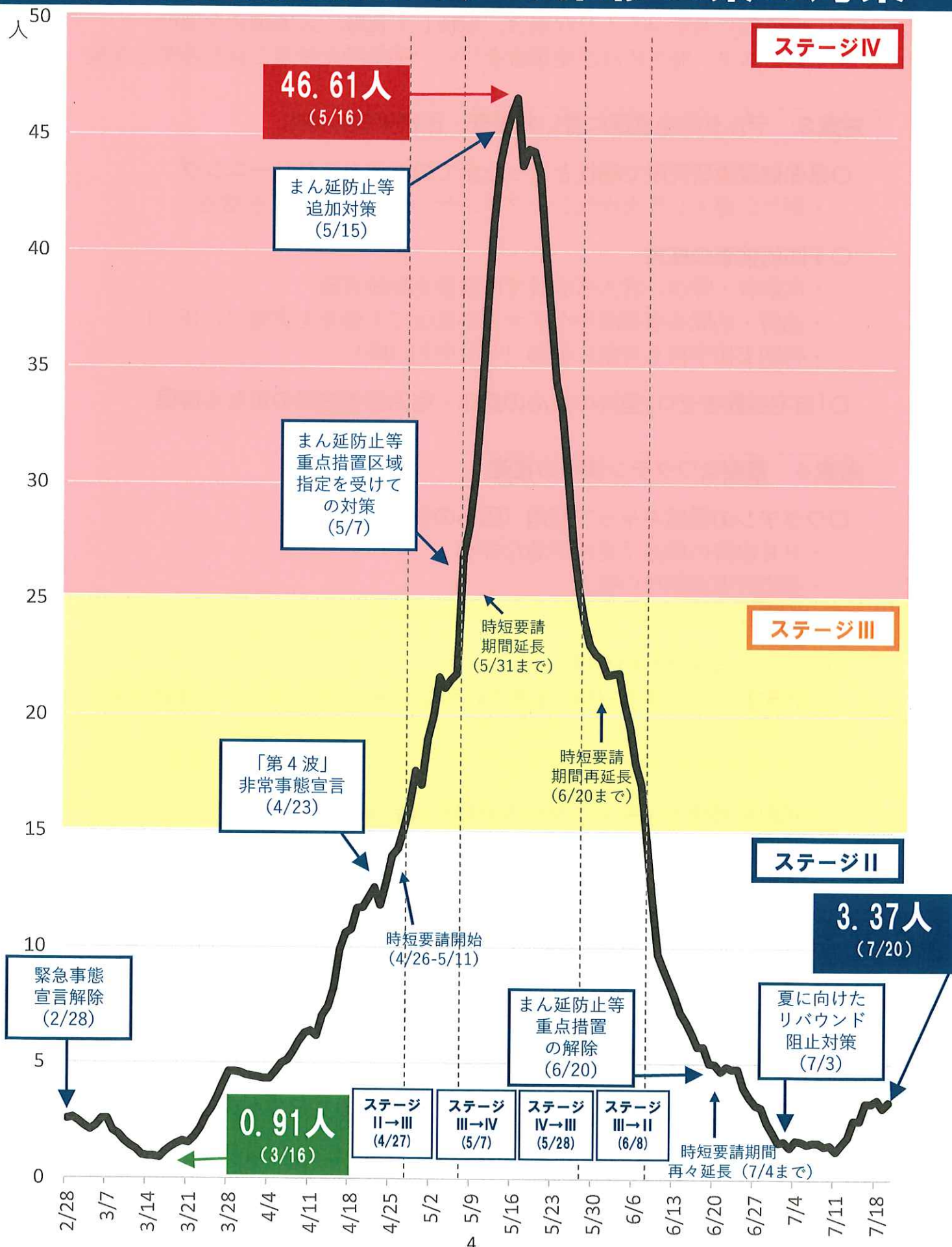
対策3 デルタ株を念頭に置いた検査・医療体制の強化

- 県保健環境研究所で陽性となった全ての検体をスクリーニング
 - ・新たに導入した次世代シーケンサー（7/16稼働）を活用
- 予防的検査の拡大
 - ・高齢者・障がい者入所施設での検査を継続実施
 - ・通所・訪問系事業所やケアマネ事業所でも検査を実施（7/15～）
 - ・特別支援学校も対象に追加（8月中旬以降）
- 「自宅療養者ゼロ」堅持のための病床・宿泊療養施設の更なる確保

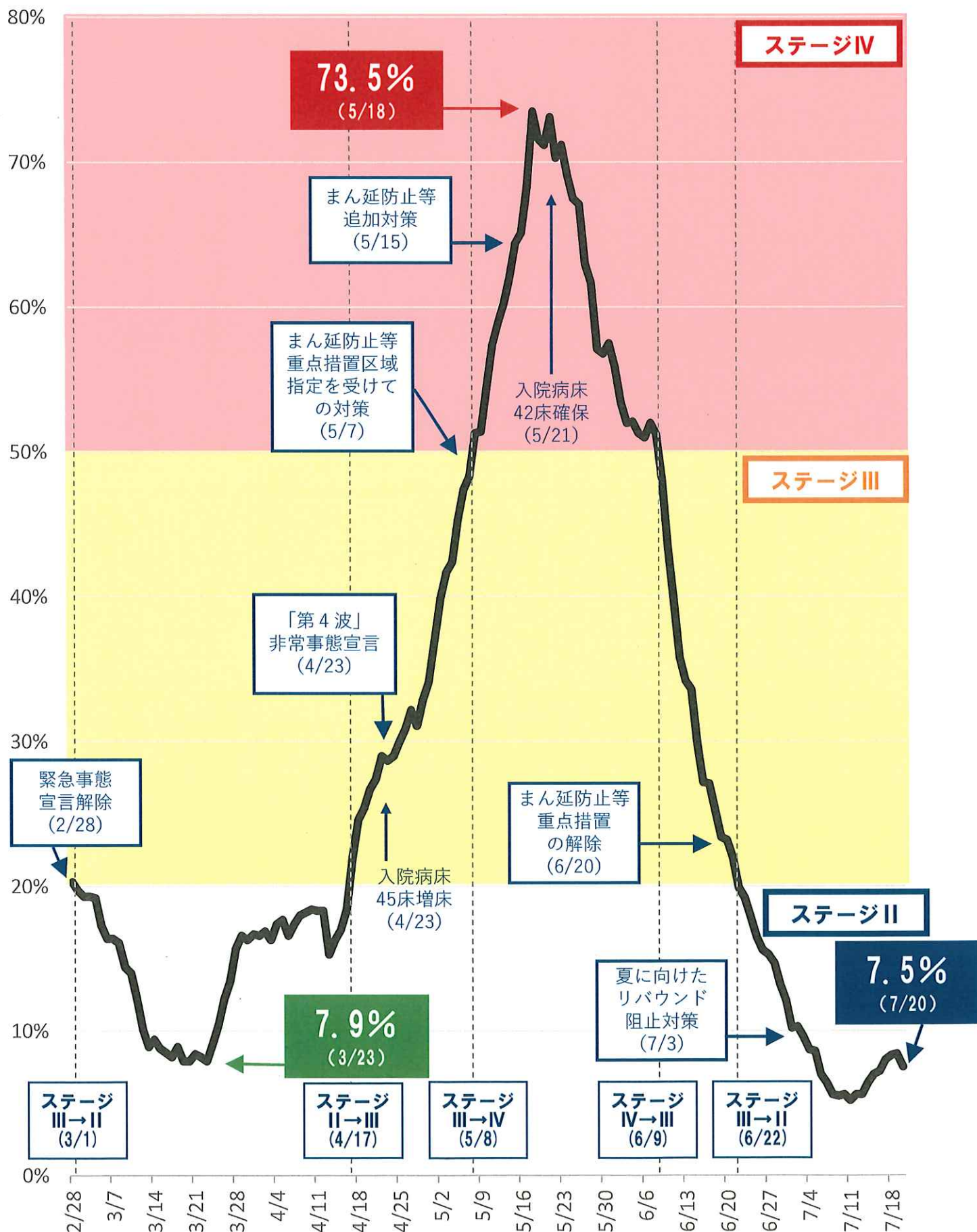
対策4 着実なワクチン接種の推進

- ワクチンの需給ギャップ解消（国への要請）
 - ・9月以降の供給予定の早急な提示
 - ・都道府県調整枠の拡大
 - ・大規模接種会場分のワクチン使途の柔軟化
- ワクチン接種体制の整備
 - ①市町村による集団・個別接種の着実な実施（外国人県民への接種含む）
 - ・7月末までに、希望する高齢者への接種は完了見込み
 - ・11月までの一般接種完了に向けて、市町村と接種計画を調整
 - ②市町村接種を補完する県の大規模接種会場における接種
 - ・岐阜圏域（岐阜産業会館）では歯科医師による接種を開始（8/7）
 - ・西濃圏域（ソフトピアジャパン）：7/17稼働開始
 - ・中濃圏域（岐阜医療科学大学）：7/17稼働開始
 - また、最大1,800人の外国人県民を対象とした接種も開始（7/24）
 - ・東濃圏域（セラミックパークMINO）：8/7稼働開始
 - ・飛騨圏域（飛騨・世界生活文化センター）：7/31稼働開始
 - ③企業、団体等の職域接種への支援
- 市町村における接種券の早期発行及び企業等のVRSへの迅速な登録

県の10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



県の病床使用率の推移と対策



岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 (詳細版)

対策 1 夏対策

(1) 夏の行事等のリスク回避

① 慎重な夏の行動

- ・ 昨年も、普段会わない家族の帰省による感染拡大が多発したことから、帰省は慎重に判断(特に感染拡大時期に感染拡大地域からの帰省は自粛)。
- ・ お盆休みの親戚同士の集まり、夏休みを利用した大人数の同窓会など、普段会わない人との会合・飲食は、感染リスクが高いため自粛。
- ・ 感染拡大地域への旅行、レジャーは自粛。
- ・ バーベキューは同居家族で。同居家族以外の大人数のバーベキューは、屋外や自宅の庭等であっても長時間飲食や深酒を誘引するため自粛。
- ・ 事業者は、夏季休暇の取得可能期間を幅広く設定し、従業員の休暇分散を促進。
- ・ 花火大会や夏祭りなど、入退場や区域内の行動管理ができないものは、人と人との間隔(デルタ株を意識して2m、最低でも1m)を設ける。困難な場合は開催の中止を検討。
- ・ 昨年夏の第2波の教訓として、隣接する愛知県、特に名古屋での酒類を伴う飲食は自粛。

② 出水期(災害時)への備え

- ・ あらかじめ自宅等の災害リスクをハザードマップで確認し、分散避難も含め、指定避難所や親戚・知人宅等の避難先を検討。
- ・ その上で、避難に備え、食料や飲料、生活必需品の他、感染防止に必要な物資(マスク、消毒液、体温計など)を確認し、備蓄を充実。

③ 熱中症予防とコロナ対策の両立

- ・ マスク着用時は激しい運動はやめ、頻繁に水分補給。多くの家庭用エアコンをはじめ換気機能がないエアコンの場合、稼働時も十分な換気を徹底。

④ 学校運営における夏季期間中の感染防止対策

- ・ 家族全員での感染防止対策や学校外での生活・行動への指導、PCR検査受検時の学校への連絡等を徹底。(夏休み前の保護者懇談等で周知済)
- ・ 練習試合等は日帰りを基本とするなど、部活動の感染防止対策を徹底。

(2) 東京オリンピック (7/23~8/8)・パラリンピック対策 (8/24~9/5)

① 東京オリンピック・パラリンピック観戦時の注意

- ・ 自宅や飲食店等での飲食・飲酒を伴う大人数のテレビ観戦は自粛。

② バブル方式による海外代表選手団事前合宿の感染防止対策徹底

- ・ 選手団及び受入れ自治体職員、宿泊・練習施設スタッフ、通訳、運転手等の関係者全員が専門家監修のマニュアルを遵守し、以下の対策を徹底。
 - 選手団及び関係者は毎日PCR検査を行い、陰性を確認
 - 宿泊、練習、移動などあらゆる場面で、手指消毒、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底
 - 動線を分離するなど選手団と一般の方との接触を徹底回避
- ・ 選手団と接触する関係者に対し、引き続き計画的なワクチン接種を実施。

対策2 感染防止対策の徹底 (継続)

(1) 県民の皆様へ

① 基本的な感染防止対策の継続

- ・ ワクチン接種後の方も含めて、変異株へも有効な以下の対策を継続。
 - マスク着用の徹底 (できれば不織布。隙間なくフィット)
 - 手指衛生の徹底 (頻繁な手洗い、消毒)
 - 密回避の徹底 (密閉・密集・密接のどれか一つでも回避)
 - 体調管理の徹底 (体調不良時には全ての行動をストップ)

② 慎重な外出・移動

- ・ 出張をはじめ、外出は必要性和安全性を考慮し慎重に。特に、首都圏など感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛。

③ 飲食時等の感染リスクの徹底回避

- ・ 飲食は、自宅を含めて、同居家族以外との大人数を避け、短時間で。深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。
- ・ 飲食は「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」掲出店舗で。感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛。Go To イートも同様。(Go To イート食事券の購入対象者は県内在住者に限定)
- ・ カラオケは飛沫感染のリスクが高いため、マスク着用など感染防止対策を徹底。これができない場合は自粛。

(2) 事業者の皆様へ

① 全ての事業者において、以下の取組みを徹底

- ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得促進。

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤などの取組みを徹底し、企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表。
- ・ 職場における「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を活用した感染防止対策の徹底。
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進。

② ワクチン休暇の導入等就業環境整備

- ・ 従業員やその家族がワクチン接種を受けやすいよう、「ワクチン休暇」の導入を検討するなど、休暇の取得促進等、就業環境を整備。

③ 飲食店等における感染防止対策の徹底

- ・ 事業者は、マスク着用の推奨、換気の徹底、アクリル板等間隔の確保、手指消毒の徹底などの感染防止対策を徹底。
- ・ 「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金（アクリル板補助金）」の補助対象期間を昨年度購入分まで遡るよう制度変更し、支援を拡大。
- ・ 飲食店等に対する「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を認証制度として明確化し、対策が不十分な場合、取消しも視野に実地調査を推進。
- ・ クラスター発生の際に、県・市町村による現地調査を行い、マニュアルの作成等を通じて感染防止対策と営業再開を支援。
- ・ カラオケ設備を提供する場合の飛沫感染防止対策を徹底（マスク着用、パーティション等）。これができない場合は設備の提供を自粛。

（３）イベント等の開催制限

- ・ イベント等の催事については、主催者に対して以下のとおり要請。
 - 収 容 率：大声での歓声・声援がある場合５０％以内
 - ５千人又は収容定員５０％以内のいずれか大きい方
- ・ 花火大会や夏祭りなど、入退場や区域内の行動管理ができないものは、人と人との間隔（デルタ株を意識して２ｍ、最低でも１ｍ）を設ける。困難な場合は開催の中止を検討。【再掲】

（４）外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底

① ワクチン接種の促進

- ・ 外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施にあたり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備。
- ・ 県と中濃・東濃圏域の市町村が連携して、７月２４日から大規模接種会場において、外国人県民を対象とした接種（最大１，８００人）を実施。

② 予防的検査の継続

- ・ 教会、日本語教室、外国人学校、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用した予防的検査を継続。

③ 雇用企業への働きかけ

- ・ 県と市町村で構成する「外国人県民感染対策チーム」による外国人雇用企業等への注意喚起を継続実施。

④ 重点地域（美濃加茂市・可児市）の対策

- ・ 感染拡大の一因となり得る派遣労働者送迎バス等の感染防止対策への支援（協調補助）を実施。
- ・ 感染防止対策を呼び掛けるのぼり旗やポスターを外国人県民が集まる教会や店舗などに設置するなど、コミュニティに対しきめ細かく啓発。

（５）広報

- ・ 県広報番組枠（テレビ・ラジオ）における感染防止対策の啓発を継続するとともに、映像コンテンツを、様々な施設、機会に活用。
- ・ SNS「岐阜県公式・コロナNEWS」を活用し、感染状況、対策、疾患の特徴、後遺症などの正しい知識について、きめ細かく情報提供。

対策３ デルタ株を念頭に置いた検査・医療体制の強化

（１）検査能力の充実と新たな変異株（デルタ株）の早期発見

- ・ デルタ株など新たな変異株について、次世代シーケンサーを活用（7/16稼働）し、保健環境研究所で陽性となった全ての検体の検査を実施。

（２）福祉施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 高齢者・障がい者入所施設に加え、7月15日からは通所・訪問系事業所、ケアマネ事業所でも検査を実施。8月中旬から特別支援学校にも拡大。

（３）「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の拡充

- ・ 圏域を越えた受け入れ促進など病床を最大限に活用するとともに、今後の感染状況を踏まえて、宿泊療養施設の更なる入所要件の緩和を検討。
- ・ 確保済みの1,966床（病床783床、宿泊療養施設1,183床）について、最終的には2,000床程度を目指す。
- ・ 後方支援病床（115床）のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

（４）やむを得ず自宅療養を行う場合の備え

- ・ さらに感染力の強いデルタ株へ置き換わり、病床・宿泊療養施設が逼迫し、自宅療養を実施せざるを得ない事態を想定し、以下の体制を構築。
 - 適切な健康管理、体調悪化時の医療提供を可能にする体制
 - 隔離の徹底に必要な食料や生活必需品の支援体制

対策４ 着実なワクチン接種の推進

（１）ワクチンの需給ギャップ解消

- ・ 国に対し、引き続き「９月以降の供給予定の早急な提示」、「都道府県調整枠の拡大」、「大規模接種会場分のワクチン使途の柔軟化」を要請。

（２）ワクチン接種体制の整備

① 市町村による集団・個別接種の着実な実施

- ・ 全市町村における７月末までの高齢者向けワクチン接種完了に対し、各市町村の状況に応じたきめ細かな支援を実施。
- ・ １１月までの一般接種完了を目標に、想定供給量に見合った接種計画（接種スピードを必要以上に落さない）とするよう、各市町村と調整。

② 市町村接種を補完する大規模接種会場における接種

- ・ 岐阜圏域（岐阜産業会館）で、８月７日から歯科医師による接種開始。
- ・ 西濃圏域（ソフトピアジャパン）、中濃圏域（岐阜医療科学大学）については、７月１７日から稼働中。
- ・ さらに、東濃圏域（セラミックパークMINO：８月７日）、飛騨圏域（飛騨・世界生活文化センター：７月３１日）についても会場を設置。

③ 職域接種の推進

- ・ 会場設営や運営を委託できる企業等の紹介や必要となる医師・看護師等について関係機関との調整を実施。
- ・ 申請した企業・団体等が円滑に職域接種を進められるよう、個別に状況を伺いつつ、必要な助言を行うなど、きめ細やかな支援を実施。

（３）接種実績の迅速な把握

- ・ 市町村による接種に加え、国・県による大規模接種会場の設置や職域接種に伴う住所地以外での接種機会増加を見据え、接種券の発行を加速化。
- ・ 職域接種を実施する企業等に対して、VRS（ワクチン接種記録システム）の迅速な登録について徹底を周知。

（４）ワクチンの正しい知識の広報、差別防止の呼びかけ

- ・ ワクチンの効果とリスクを正しく理解し、自らの意思で接種することを、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSなど各種媒体により情報発信。
- ・ 接種を受けていない人、希望しない人に対する偏見や差別につながる行為を行わないよう啓発。
- ・ 職域接種を開始する団体に対し、接種の強制や差別的な扱いが行われないうよう個別に要請。
- ・ 人権啓発センターによる、相談対応やネットパトロール等を実施。

